

処分等の種類		免許取消
事実発生年月日		—
事実探知の動機		情報提供
聴聞年月日		—
処分等年月日		令和5年3月9日
適用条項又は該当条項		法第67条第1項
処分等の根拠条項		法第67条第1項
被 処 分 者	商号又は名称	ビバリーハウス
	代表者	下田 正弘
	免許番号及び 免許年月日	滋賀県知事（5）第2661号 平成31年3月9日
	主たる事務所の所在地	大津市島の関6番15号衣笠ビル2D
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者の事務所の所在地が確知できないことから、宅地建物取引業法67条第1項の規定に基づき、令和5年1月17日付け滋賀県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても申出がなかったため。</p>		
原因者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者個人または法人である業者の代表者（宅建士資格 あり／なし） ・ 代表者以外の役員または政令使用人（宅建士資格 あり／なし） ・ 一般セールスマン（宅建士資格 あり／なし） 	